

静岡市民文化会館修景広場駐車場管理運営要領

1 目的

静岡市民文化会館修景広場において、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用して時間貸駐車場の運営を行うことにより、静岡市民文化会館を含む駿府城公園周辺エリアの利用者の利便性の向上及び財産の有効活用を図る。

なお、本業務は静岡市から静岡市民文化会館修景広場の目的外使用許可を受けた事業者が実施するものである。

2 静岡市民文化会館修景広場の概要

※静岡市民文化会館は令和7年4月から令和10年1月（予定）まで休館。

- (1) 所在地 静岡市葵区駿府町 208 番 2（静岡市民文化会館敷地 修景広場）
- (2) 規模 2,209.4 m²
- (3) 管理者 静岡市

3 運営条件等

駐車場管理運営は次の条件を満たすものとする。

(1) 使用物件

物件名称	所在地番	使用面積 及び箇所※	時間貸駐車場区画数	想定使用料 (年額) ※
静岡市民文化会館 修景広場の一部	静岡市葵区駿府町 208 番 2 の一部	667.5 m ² 別紙 1 参照	53 (うち車椅子用区画 1 区画)	5,075,670 円

※上記金額は使用期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、使用面積を駐車区画53台分の667.5 m²とした場合。

※カメラや精算機などの機器設置を含む使用面積及び使用料については、事業者決定後、使用箇所が確定してから算出する。

(2) 営業開始日

令和7年4月上旬（静岡市と協議の上、決定する。）

(3) 営業時間

営業時間は、年中無休、24時間営業とする。

(4) 駐車料金

駐車料金は、近隣の駐車料金相場を勘案するとともに静岡市と協議の上、管理運営事業者（以下「事業者」という。）が決定すること。

(5) 費用負担

目的外使用に係る使用料のほか、駐車場の整備、運営に係る一切の費用は事業者が負担すること。
なお、使用期間が終了（連続して新たに使用を許可された場合は除く）、又は使用許可が取り消された場合は、事業者は自己の負担により、静岡市が指定する日までに、使用物件を原状回復すること。ただし、静岡市が特に認めた場合はこの限りでない。

(6) 駐車場の整備等

- ① 53 台分の区画を整備すること。
- ② 1 区画（車室）は 2,500 mm×5,000 mm以上のサイズを基本とし、53 台分のうち 1 区画以上は車椅子用駐車場として 3,500 mm×5,000 mm以上のサイズを確保すること。
- ③ 区画（車室）、車路等の配置については、安全を確保したものとする。また、必要に応じて誘導サイン、バリカー等を設置するなどの安全対策を講じること。
- ④ 駐車設備、看板、車室の整備等を実施する場合は、事前に静岡市の承諾を得ること（変更の場合も同様とする）。
- ⑤ 看板などの案内表示は駐車場利用者に分かりやすいものにするるとともに、周辺環境に配慮したものにする。
- ⑥ 駐車場利用者が使用する機器には、分かりやすい操作説明を掲示すること。
- ⑦ 精算機は、各種紙幣、硬貨、各種クレジットカード及び電子マネーに対応できる機種を設置するものとし、釣銭切れ等が生じないようにすること。

(7) 駐車場の運営

- ① 定期的に駐車場の点検・清掃を行い、常に良好な状況を維持すること。
- ② 精算機には電話やインターフォンを備付け、トラブル等発生時には事業者と駐車場利用者が 24 時間 365 日直接連絡できるものとする。また、トラブル等が発生した場合は速やかに対応できる体制を整えること。個人情報保護の観点から、連絡先は事業者又は事業者のグループ内企業に限ること。
- ③ 入出庫の管理は、カメラ式のシステムを導入すること。
- ④ 静岡市と連絡を取り合い円滑な運営を心掛けること。
- ⑤ 対象物件の使用に当たっては、近隣施設等の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- ⑥ 今後の駐車場管理運営の参考とするため、運営実績に関するデータを収集、分析し、静岡市へ報告すること。報告事項等は事前に静岡市と協議すること。
- ⑦ 駐車場の運営において発生した問題等については、すべて事業者の負担と責任において対処すること。
- ⑧ 駐車場の利用台数及び利用料金収入については、四半期に 1 回、静岡市に報告すること。

4 使用許可及び使用料について

(1) 使用許可形態

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用の許可

(2) 使用料等

- ① 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例による使用料を支払うこと。
- ② 使用料の支払は、1 年ごとに静岡市が指定する日（原則、使用開始前）までに指定する納付書にて一括納入すること。
- ③ 行政財産の目的外使用の許可取り消し又は停止をした場合、使用者に損害を生ずることがあっても、市は使用料を還付しない。

(3) 使用許可期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、運営等に問題がない限り令和10年12月(予定※)まで年度ごと申請できるものとする。

※使用始期は静岡市と協議の上、決定する。

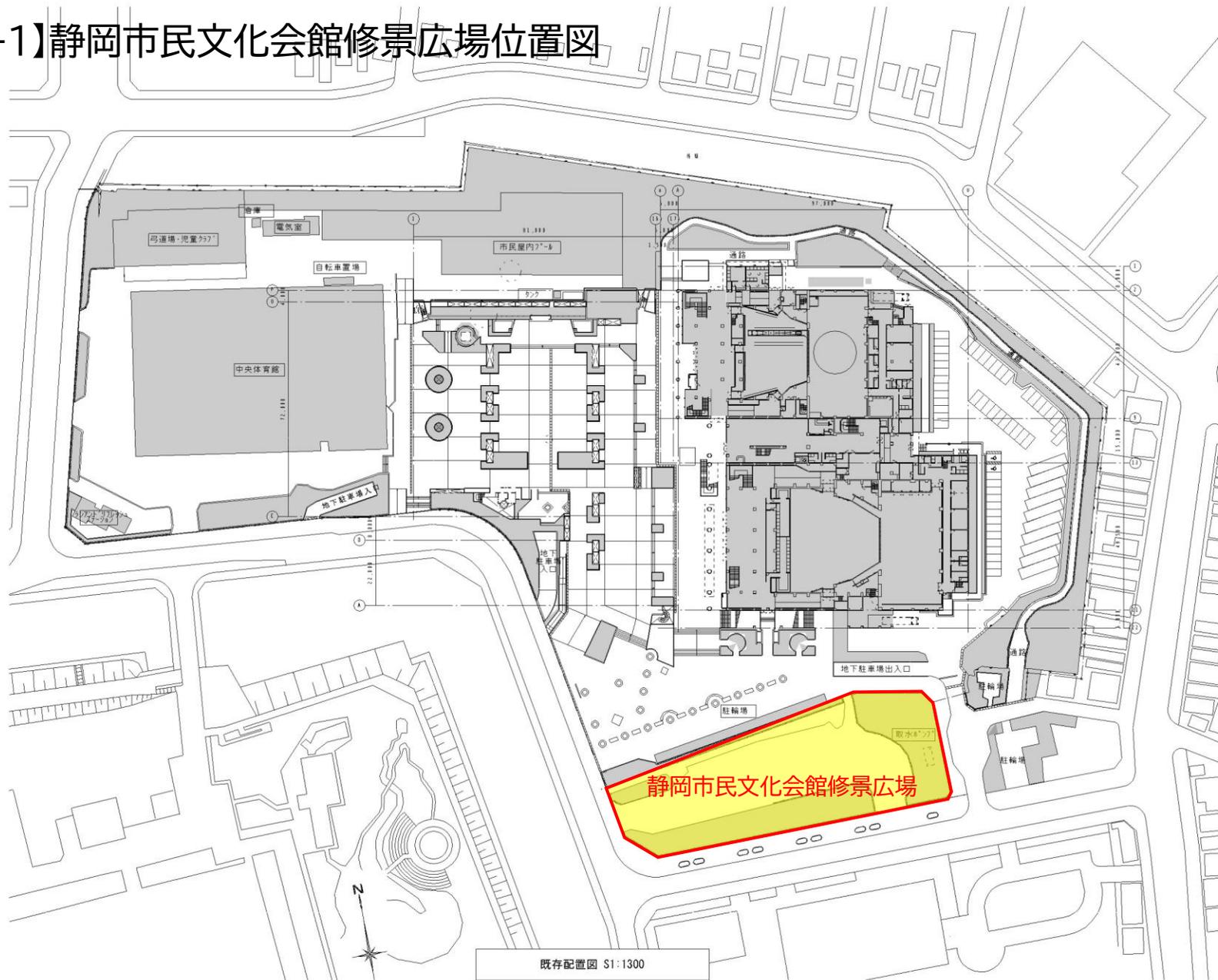
なお、駐車区画の線引きや機器設置など、駐車場運営開始前の整備は令和7年3月中から実施できるものとし、整備にあたり、当該財産を占有する場合には、目的外使用許可申請手続きを必要とし、別途使用料が発生する。

※令和8年度以降の使用は静岡市民文化会館前駐車場供用開始日(令和10年12月予定)を限度とするが、静岡市民文化会館改修工事の進捗に応じて、令和8年度以降の使用が許可できない可能性もあるため留意すること。

5 留意事項

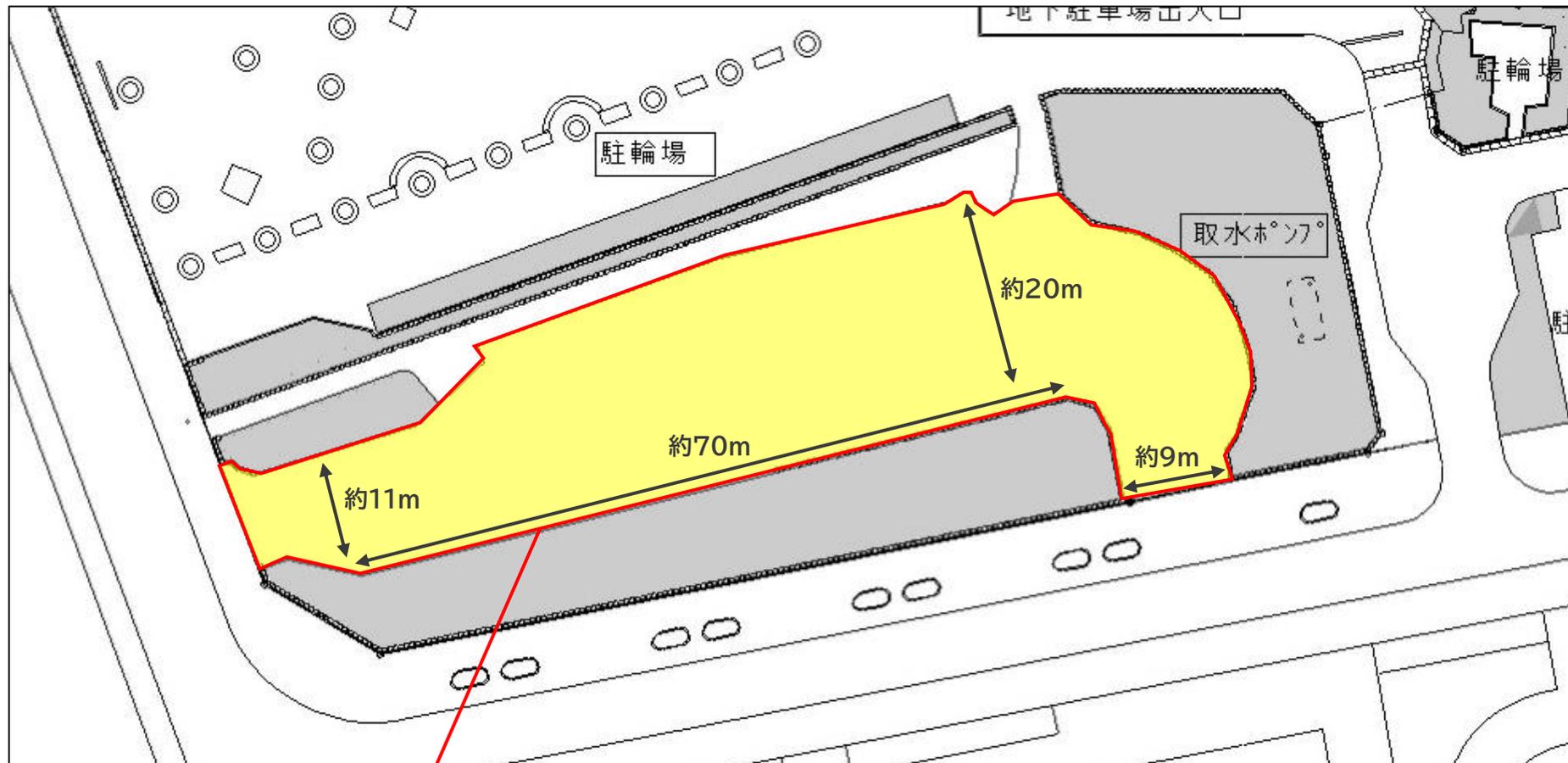
- (1) 駐車場法(昭和32年法律第106号)その他の法令、条例、規則などの関係諸法規を遵守するとともに、駐車場営業開始前に必要な届け出を完了させること。
- (2) 事業者は、使用期間終了後(1年度ごと)に収支報告書を静岡市に提出すること。
- (3) 使用許可を受けた土地及び使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (4) 事業者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに静岡市に報告すること。
- (5) 次に掲げる事項に該当するに至った場合は、使用許可を取り消す場合がある。
 - ① 本市において使用物件を公用若しくは公共用に使用するため必要とする場合
 - ② 使用許可に係る条件に違反する場合
 - ③ 運営事業者が、正当な理由なく静岡市との協議に応じない場合、並びに必要な指示等に従わない場合
 - ④ その他、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合、又は著しく社会的信用を損なう行為があると認められる場合
- (6) 上記により使用許可が取り消された場合、静岡市は事業者が生じた損害の賠償の責を負わないほか、事業者は静岡市が生じた損害を賠償しなければならない。
- (7) 使用期間が終了(連続して新たに使用を許可された場合は除く)、又は使用許可が取り消された場合は、事業者は静岡市が指定する日までに、使用物件を原状回復すること。ただし、静岡市が特に認めた場合はこの限りでない。
- (8) 災害等により、緊急対策として静岡市が必用と認めるときは、使用物件を行政目的として使用することができるものとする。
- (9) その他、定めのない事項並びに疑義の生じる事項については、静岡市との協議の上決定するものとする。

【別紙1-1】静岡市民文化会館修景広場位置図



【別紙1-2】静岡市民文化会館修景広場概況図

※各距離は概測のため、レイアウトの作成等にあたっては各自実測すること



黄色着色範囲において、
安全管理や渋滞対策及び法令遵守等を鑑みたく、出入口や車室、設備機器等をレイアウトすること